

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

# 会場地市町村 輸送・交通業務の手引き



令和5年11月

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
宮崎県準備委員会事務局

## 目次

はじめに	・・・ 1
<u>I 輸送交通・業務の一般的事項</u>	
「輸送・交通基本計画」と「会場地市町村輸送・交通業務指針」との関連	・・・ 2
輸送・交通業務用語集	・・・ 3
国民スポーツ大会における輸送対象者	・・・ 4
輸送・交通業務イメージ図（体系図）	・・・ 5
<u>II 全国輸送</u>	
全国輸送における会場地市町村の役割	・・・ 7
指定下車駅の設定	・・・ 8
来会意向調査	・・・ 8
<u>III 開・閉会式輸送</u>	
開・閉会式輸送における会場地市町村の役割	・・・ 9
指定集合地（開・閉会式輸送）の設定	・・・ 10
<u>IV 競技会場地輸送</u>	
競技会場地輸送計画の策定	・・・ 11
輸送方法	・・・ 11
<u>V 円滑な輸送の実施</u>	
バスの総量確保・運賃	・・・ 15
駐車場・バス乗降場の確保及び利用計画	・・・ 16
交通安全対策	・・・ 17
<u>VI 参考資料</u>	
～競技会場地輸送計画策定にあたって～	
輸送計画策定までの主な準備スケジュール	・・・ 20
輸送計画に盛り込む内容（例）	・・・ 21
計画策定の進め方	・・・ 22
～第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会～	
輸送・交通基本方針	・・・ 25
輸送・交通基本計画	・・・ 27
第81回国民スポーツ大会会場地市町村輸送・交通業務指針	・・・ 31
道路運送法（昭和26年法律第183号）	・・・ 34
道路法（昭和27年法律第180号）	・・・ 35
道路交通法（昭和35年法律第105号）	・・・ 36

## はじめに

この「会場地市町村輸送・交通業務の手引き」は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画」に基づき、会場地市町村が各競技会における輸送業務を円滑に進め、確実な輸送を実施していただくために、具体的内容や留意事項をとりまとめたものです。

会場地市町村は、「日本のひなた宮崎国スポ」における競技会場地の輸送業務として、輸送計画策定や駐車場・乗降場利用計画の策定、輸送力の確保及び当日の運営等、幅広い業務を実施していただくこととなります。

また、県が主体的に実施する県外参加者の輸送及び総合開・閉会式の輸送においても県と連携して実施していただく業務があります。

なお、本書に記載している内容は、今後、変更される場合がありますので、関係機関等から最新情報を得るようにしてください。

## I 輸送・交通業務の一般的事項

## 「輸送・交通基本計画」と「会場地市町村輸送・交通業務指針」との関連

輸送・交通基本計画（国スポ関係分のみ） （県と市町村の役割を明確化）	会場地市町村輸送・交通業務指針 （市町村の輸送業務推進のための指針）
<b>1 輸送・交通業務の一般的事項</b>	<b>1 輸送・交通業務の一般的事項</b>
(1) 輸送対象者	(1) 輸送対象者
(2) 実施期間	(2) 実施期間
(3) 業務の範囲	(3) 業務の範囲
<b>2 全国輸送【県業務】</b>	<b>2 全国輸送との連携</b>
(1) 全国輸送計画の策定	(1) 指定下車駅からの輸送
(2) 全国輸送の範囲	(2) 輸送案内
(3) 集合・解散の方法	
(4) 指定下車駅の設定 [県と会場地市町村が協議の上設定]	
(5) 指定下車駅からの輸送[会場地市町村業務]	
(6) 輸送案内[県・会場地市町村業務]	
<b>3 開・閉会式輸送【県業務】</b>	<b>3 開・閉会式輸送との連携</b>
(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定	
(2) 開・閉会式輸送の範囲	
(3) 指定集合地の設定 [県と会場地市町村が協議の上設定]	
(4) 指定集合地と宿舍間の誘導 [会場地市町村業務]	
(5) 計画輸送経路の設定	
(6) 添乗員の配置	
(7) 一般観覧者の輸送	
(8) 車両許可証の交付	
<b>4 競技会場地輸送【会場地市町村業務】</b>	<b>4 競技会場地輸送</b>
(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定 [県業務]	(1) 競技会場地輸送計画の策定
(2) 競技会場地輸送計画の策定	(2) 指定集合地の設定
	(3) 計画輸送経路の策定
	(4) 広域配宿における輸送
	(5) 同一競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の輸送
	(6) 一般観覧者の輸送
<b>5 円滑な輸送の実施</b>	<b>5 円滑な輸送の実施</b>
(1) 車両の確保	(1) 車両の確保
(2) 公共交通機関の利用促進	(2) 公共交通機関の利用促進
(3) 駐車場の確保	(3) 駐車場の確保
(4) 交通安全対策	(4) 交通安全対策
(5) 実施に向けた取組	
<b>6 輸送本部の設置</b>	
<b>7 その他</b>	

※本表は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画」（第9回常任委員会決定事項：25ページ参照）と、競技会場地の輸送業務内容等を明記し策定した「第81回国民スポーツ大会会場地市町村輸送・交通業務指針」（第3回輸送・交通専門委員会決定事項：31ページ参照）との関連を整理したものである。

## 輸送・交通業務用語集

用語	説明
1 指定集合地 (競技会場地輸送)	選手・監督等が、宿舎から競技会場や練習会場に移動する際の計画輸送バスの乗降場所。会場地市町村が設定する。 宿舎近くのバス乗降が可能な場所を指定する。宿舎に直接バスの乗り入れが可能な場合、宿舎を指定集合地として設定することもできる。 開・閉会式輸送の指定集合地と同一になる場合と異なる場合とがある。 広域配宿の場合でも競技会を開催する会場地市町村の役割となる。
2 指定集合地 (開・閉会式輸送)	開・閉会式に参加する選手・監督等が利用する計画バスの乗降場所。会場地市町村と県が協議の上、設定する。 会場地市町村と県が輸送業務を引き継ぐ場所を指す。
3 指定下車駅 (全国輸送)	全国から来県する選手・監督等に宿舎の目標駅として示す宿舎最寄り駅。会場地市町村と県が協議の上、設定する。 指定下車駅から宿舎までの交通手段を選手・監督等が自力で確保できない場合、会場地市町村が指定下車駅からの交通手段を確保する。
4 競技会場最寄り駅 (競技会場地輸送)	競技会場の最寄り駅。
5 自由集合・自由解散 (全国輸送)	航空機、鉄道、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して、参加者が各県（各自）で来県・離県すること。
6 計画輸送	輸送計画に基づき、輸送対象者、車両、発着場所、発着時刻を定め、借上バス等で計画的に輸送すること。
7 シャトルバス	開・閉会式会場、競技会場、練習会場、最寄り駅、臨時駐車場等との間を直行で往復または巡回する借上バス。
8 臨時バス	公共交通機関の路線バスを増便運行するバス。
9 持込車両	選手・監督等が自ら用意する車両。(マイクロバス、乗用車のほかレンタカーを持ち込む、または、県内で調達することもある。)

## 国民スポーツ大会における輸送対象者

## ア 大会参加者

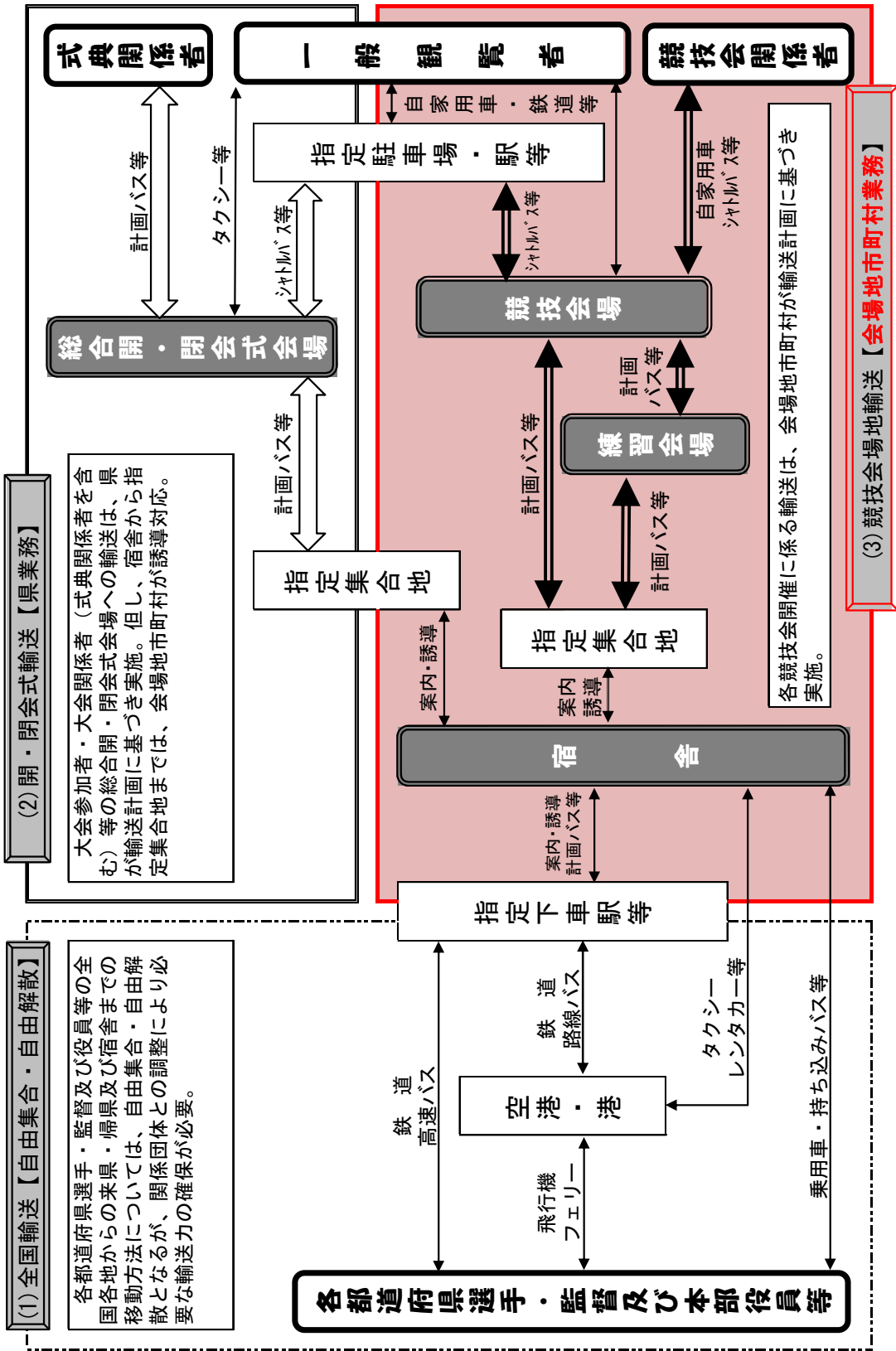
① 選手・監督	国体開催基準要項細則第3項に規定された各都道府県選手・監督
② 都道府県選手団本部役員	各都道府県の団長、副団長、総監督、総務委員等
③ 大会役員	国体開催基準要項第23項第1号に規定された国体全体の役員 名誉会長（文部科学大臣）、会長（日スポ協会長）、 副会長（スポ庁長官、開催県知事、開催県スポ協会長等）、顧問、 参与、委員長（日スポ協国体委員長）、 副委員長（開催県実行委事務局長、日スポ協事務局長等）、 総務委員（開催県実行委事務局次長、開催県スポ協専務理事等）
④ 競技会役員	国体開催基準要項第23条第2号に規定された各競技会の役員 名誉会長（会場地市町村長）、会長（中央競技団体長）、 副会長（会場地市町村体協会長、開催県競技団体長）
⑤ 競技役員	各競技の運営・審判等に携わる開催県競技団体関係者 （中央からの派遣あり）
⑥ 特別招待者	衆・参両院議長及び文教委員、各省庁関係大臣・長官、 各都道府県知事・県議会議長・教育長・教育委員 日本オリンピック委員会理事・監事 国体開催決定・内定県・前回開催県の事務局長、国体局長
⑦ 報道関係者	新聞・雑誌、テレビ、ラジオ等の報道関係者
⑧ 視察員	大会を視察する各都道府県視察員及び後催県の視察員
⑨ 式典出演者	開・閉会式などの式典出演者 式典前演技・オープニングイベント・エンディングイベント出演者、音楽隊
⑩ 大会実施本部係員 大会補助員 大会協力者	大会全体及び開・閉会式に携わる開催県職員、警察、消防 大会全体及び開・閉会式に携わる開催県職員を補助する者 （プラカード、無料ドリンク配布係等） 大会実施本部係員に協力する運営ボランティア・情報支援ボランティア 業務委託業者、出店業者等
⑪ 競技会係員 競技会補助員 競技補助員 競技会協力者	各競技の式典や参加選手・監督の宿泊・輸送・接待等に携わる 会場地市町村職員 競技会係員を補助する者（弁当配布回収等） 競技役員の補助に携わる者 競技会運営ボランティア（地域婦人会、町内会、子供会等）
⑫ 上記のほか、県又は会場地市町村が必要と認めた者	

## イ 一般観覧者

一般観覧者	公募により当選した開・閉会式の観覧者 各競技会を観戦する観覧者
一般招待者	主催者が招待する各市町村体協の関係者 周辺住民、式典出演関係者、協賛企業 各競技会の主催者が招待する招待者
都道府県応援団	各都道府県選手団を応援する開・閉会式の参加者 （近隣小・中学生）
学校観戦	各競技会を観戦する会場地市町村の学校

輸送・交通業務イメージ図（体系図）

第81回国民スポーツ大会における輸送関係業務イメージ図



※ 開・閉会式輸送の「指定集合地」と競技会場地輸送の「指定集合地」は同一の場所となる場合がある。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画  
(令和4年2月14日 第9回常任委員会決定) 抜粋

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は次のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ 上記のほか、県または会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

(3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画  
(令和4年2月14日 第9回常任委員会決定) 抜粋

## 2 全国輸送

- (1) 全国輸送計画の策定  
県は、全国から来県する大会参加者の全国輸送計画を策定する。  
なお、策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。
- (2) 全国輸送の範囲  
各都道府県出発地から宿舎の間とする。
- (3) 集合・解散の方法  
大会参加者の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合・解散することをいう。）とする。  
なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。
- (4) 指定下車駅の設定  
県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。
- (5) 指定下車駅からの輸送  
指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情等を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。
- (6) 輸送案内  
県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所にて行う。

全国輸送とは、各都道府県選手・監督・役員等（以下「大会参加者」という。）の全国各地から宿舎までの輸送のことです。

全国輸送は、大会参加者が自身で交通手段を確保し、来県・離県する「自由集合・自由解散」ですが、輸送力の確保に関しては、県が必要に応じて、関係機関及び関係団体等に対して、増便・増結、機体変更等による確保を要請していきます。

### 1 全国輸送における会場地市町村の役割

- (1) 指定下車駅から宿舎までの案内・誘導または輸送  
全国輸送では、全国から来県する大会参加者に宿舎までの目標となる宿舎最寄り駅として「指定下車駅」を設定します。  
会場地市町村は、大会参加者が、この指定下車駅から確実に宿舎や競技会場に到着できるよう、案内を行います。（競技によっては、競技会場または練習会場に寄ってから宿舎に向かう事例もあるようです。事前の確認が必要となります。）  
また、大会参加者が自力で交通手段を確保できない場合は、会場地市町村が指定下車駅からの交通手段を確保し、輸送する必要があります。  
先催会場地市町村においては、計画バスによる輸送を行っているところや、同じ指定下車駅を利用する近隣の市町村が共同で輸送を行っている事例もあるようです。
- (2) 他市町村に指定下車駅を設定する場合  
広域配宿となる場合や、利便性等を考慮して他市町村に指定下車駅を設定する場合においても、原則として、競技を開催する会場地市町村が指定下車駅から宿

舎までの案内・誘導、交通手段の確保を行っていただきます。

## 2 指定下車駅の設定

### (1) 設定の考え方

原則として宿舎までの目標駅として示す宿舎最寄り駅になります。鉄道駅以外でも設定は可能ですが、全国から来県する選手団にも分かりやすい施設であることが必要です。また、路線バス等への乗り継ぎが必要な場合、起点となる鉄道駅を設定することを原則とします。

### (2) 設定にあたっての留意点

宿舎最寄り駅であっても、輸送力、安全性、利便性等を勘案し、以下のような場合は避けるべきです。

#### ① 輸送力が少ない

例) 他の駅の方は特急が停車する、利用者が多いなど

#### ② 宿舎までのアクセスが悪い

例) 駅からの交通機関がない、他の駅を利用した方が早く宿舎に到着できるなど

#### ③ 駅周辺にバス等の乗降場が確保できない(駅からバス輸送を行う場合)

例) 道路幅員が狭い、駅周辺までバスが進入できないなど

### (3) 国体(国スポ)におけるJR運賃割引制度(参考)

国体(国スポ)では、選手団等一部の参加者を対象としてJR旅客運賃割引の適用を受けることができます。

このため、割引適用を受ける基準となる駅を指定することとなりますが、「競技会場の最寄りのJR駅」が対象となります。

日本スポーツ協会からの通知等において、このJR運賃割引対象駅が「指定下車駅」もしくは「(競技)会場最寄り駅」と表記されることがありますので、全国輸送における指定下車駅と混同しないように御注意ください。

なお、JR運賃割引対象駅については、県が集約して日本スポーツ協会に提出する必要がありますので、国スポ開催前に調査をする予定です。

## 3 来会意向調査【全国輸送】

県では、全国からの大会参加者の来県方法、来県予定日、県内での利用交通手段等について、各都道府県スポーツ協会及び各都道府県国スポ準備担当部署に対して調査を実施する予定にしています。

この調査結果に基づき、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等、輸送上の便宜が図られるよう関係機関及び関係団体等に要請していきます。

なお、当該調査結果については、県から会場市町村に情報提供する予定です。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画  
(令和4年2月14日 第9回常任委員会決定) 抜粋

3 開・閉会式輸送

- (1) 開・閉会式輸送の実施計画の策定  
県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。
- (2) 開・閉会式輸送の範囲  
選手・監督、都道府県選手団本部役員等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。
- (3) 指定集合地の設定  
選手・監督、都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。
- (4) 指定集合地と宿舎間の誘導  
指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。
- (5) 計画輸送経路の設定  
県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。
- (6) 添乗員の配置  
計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。
- (7) 一般観覧者の輸送  
ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。  
イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。
- (8) 車両許可証の交付  
会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別できるように別に定める許可証を交付する。

開・閉会式輸送とは、開・閉会式当日の選手・監督、大会役員、式典出演者等の大会参加者や一般観覧者の輸送のことをいいます。

原則として大会参加者（報道関係者、視察員等は除く）は、あらかじめ設定した指定集合地（開・閉会式輸送）から、車両や発着時刻等を定めた計画輸送を行います。一般観覧者は、公共交通機関を最大限に利用し、必要に応じてシャトルバス等を利用した輸送とします。

開・閉会式輸送は、県の役割ですが、宿舎から指定集合地までの誘導は会場地市町村の役割となり、互いの連携が必要となります。

開会式への参加選手団は、会期前半開催競技の中で、参集範囲内に宿泊している選手・監督の中から指定されます。

参集範囲は、日本スポーツ協会通知により、宿舎から開・閉会式会場（指定集合地の経由を含む）まで、片道2時間を超えない範囲とされています。

1 開・閉会式輸送における会場地市町村の役割

開・閉会式輸送においては、選手・監督等の宿舎と指定集合地（開・閉会式輸送）

間の誘導が会場地市町村の役割となります。(広域配宿の場合でも、会場地市町村の役割となります。)

指定集合地(開・閉会式輸送)と開・閉会式会場間の輸送を県が行いますので、会場地市町村と県との連携が必要になります。

なお、先催会場地市町村における指定集合地(開・閉会式輸送)までの誘導については、係員が行うのではなく、集合場所、集合時間を記載したポスターを宿舎ロビー等に掲示して対応する例もあります。

選手団宿舎ロビーに計画バスの詳細を案内するポスターを掲示 →  
【とちぎ国体の例】



## 2 指定集合地(開・閉会式輸送)の設定

### (1) 設定の考え方

開・閉会式輸送における指定集合地とは、開・閉会式に参加する選手団や式典関係者等が利用する計画バスの乗降場所のことです。競技会場地輸送における指定集合地と同じ場所になることもあれば、違う場所になることもあります。

この指定集合地は、会場地市町村が県に輸送業務を引き継ぐ場所となり、会場地市町村と県が協議の上、宿舎または宿舎近隣に設定します。

また、広域配宿の場合は、宿舎所在市町村との協議も必要になります。

式典出演者等、宿泊を伴わない大会参加者の指定集合地については、県と各団体が協議の上、学校、勤務地、各団体の拠点など、集合しやすい場所を設定します。

### (2) 設定にあたっての留意点

#### ① 宿舎からの距離、指定集合地の場所

概ね徒歩10分以内を目安とし、選手団が迷わず到着できる分かりやすい場所を設定します。宿舎にバス乗り入れが可能な場合、宿舎自体を指定集合地に設定することもできます。

また、安全性を確保するため、原則として道路上は避けてください。

※ 先催県では、指定集合地の場所が分かりづらかったため、バスの運転手や添乗員、選手団が集合地を間違えるという事態も発生しています。

#### ② 指定集合地のスペース

大型バスの乗降・待機スペースを確保できる場所とし、バスの進入・退出等に係る安全性、道路事情等を考慮して検討する必要があります。

場合によっては、大型バスの走行や駐停車が可能かどうか、現地調査や実際にバスを走らせて検証する必要があります。

#### ③ 指定集合地の数

効率的な輸送を行うため、複数の近接した宿舎に配宿されている選手団は、1か所に集約するなど、選手団の負担にならない範囲で、できるだけ少なく設定します。

#### ④ 広域配宿の場合

会場地市町村が宿舎所在市町村と事前に調整を図り、指定集合地を設定します。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画  
(令和4年2月14日 第9回常任委員会決定) 抜粋

#### 4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手・監督、都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

競技会場地輸送とは、会場地市町村が実施する競技会の選手・監督、大会役員、式典出演者等の大会参加者や一般観覧者の輸送をいいます。

競技会場地輸送においては、宿舎、競技会場、練習会場間の輸送が対象となります。場合によっては、鉄道駅や駐車場から競技会場までの交通手段も確保する必要があります。

なお、広域配宿の場合においても、宿舎と競技会場または練習会場間の輸送は、当該競技を開催する会場地市町村の業務となります。

#### 1 競技会場地輸送計画の策定

競技会場地輸送計画には、主に輸送バス、シャトルバス、鉄道・路線バス等の公共交通機関による各種輸送計画、駐車場・乗降場利用計画、駅やバス停からの乗客の誘導、車両の誘導等の交通対策等があります。

これらの輸送計画策定にあたっては、競技ごとの特性、配宿状況、競技団体の意向、各競技会場における交通事情、先催県での実施状況等、様々な要素を踏まえる必要があります。

例えば、競技によっては、用具運搬のため選手団が持込車両で移動することが通例となっているものもあります。

一方、競技会場によっては、競技団体との調整を図り、先催県とは異なる移動方法を検討することが必要となる場合もあります。

#### 2 輸送方法

大会参加者の輸送方法については、計画バス、シャトルバス、鉄道、路線バス、タクシー、持込車両、徒歩・自転車等が考えられます。

また、一般観覧者の輸送方法については、公共交通機関の利用を推奨しますが、競技会場の立地条件等によっては、シャトルバスや臨時バスの運行を検討する必要があります。

(1) 計画バス輸送

競技会場地輸送計画に基づき、輸送対象者、車両、発着時刻、発着場所を定め、計画的に借上（貸切）バスで輸送することをいいます。選手・監督、役員等を計画バスで輸送する場合は、道路状況を考慮した輸送経路の設定、確実に輸送を実施するための運行計画の策定及び借上バスの駐車場・乗降場の確保等、適切な輸送計画を策定する必要があります。

選手・監督、役員等を計画バスで輸送する場合の留意点は以下のとおりです。

① 輸送経路の策定

渋滞等により競技開始時間に遅れることのないよう、道路の状況を十分把握するとともに、時間に余裕をもった運行計画を策定する必要があります。

また、予期せぬ事故による渋滞への対策として、あらかじめ代替ルートを設定しておくことや緊急時に備えて予備車の確保、連絡体制を整備しておくことも必要です。

② 指定集合地（競技会場地輸送）の設定

競技会に参加する選手・監督等の輸送を効率的に実施するため、宿舎近くに集合場所を設定します。選手・監督等が、この場所に一旦集合してから輸送を実施することになります。

開・閉会式輸送においても指定集合地（開・閉会式輸送）を設定しますが、必ずしもこの場所と同一にする必要はありません。

その他、留意点については、Ⅲ 2 の「指定集合地（開・閉会式輸送）の設定」（2）と同様ですので、そちらを御参照ください。

③ バス乗降場・駐車場の確保

指定集合地及び競技会場におけるバス乗降場・駐車場を確保する必要があります。バスの進入・退出等に係る運行上の安全や道路事情等を考慮して検討してください。通常、大型バスが乗り入れない場所であれば、必要に応じて大型バスの走行が可能かどうかの検証を行ってください。（段差、道幅、路面状態等の理由でバスが進入できない場合があります。）

また、歩行者の安全確保も必要となります。

④ バスの効率的な運行

複数チームでバスに乗り合わせたり、車両の空き時間に一般観覧者のシャトルバスとして利用したりする等の工夫をするとバス台数の抑制にもつながり、効率的な輸送が可能となります。

⑤ 市町村保有自動車の利用

選手・監督、役員等の輸送に用いる車両は、バス会社が保有する業務用バス（緑ナンバー車）を借上げて用いる方法が最善の輸送方法ですが、バス不足等諸般の事情により市町村が保有するマイクロバス（白ナンバー車）を利用することも想定されます。この場合、有償により参加者を輸送すると、道路運送法に抵触しますので、御注意ください。

また、無償の場合でも、事故等の保証や安全面の確保は必要であり、さらに個別・具体的なケースごとの判断が必要となるので、具体的な利用計画を定めるにあたっては、事前に運輸支局に御相談ください。

⑥ 車種区分

大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりです。

- 大型車：車両の長さ 9m 以上または旅客席数 50 席以上
- 中型車：大型車・小型車以外のもの
- 小型車：車両の長さ 7m 以下で、かつ旅客席数 29 席以下

## (2) シャトルバス輸送

先催県においては、シャトルバス輸送は主に次の用途で利用されています。

- ① 競技会場と練習会場間の輸送
- ② 競技会場が2つ以上ある場合や、会場地市町村内で複数の競技が開催されている場合の会場間の巡回

シャトルバスを運行することにより、乗用車による来場を抑制できるとともに、交通渋滞の緩和、駐車場整備面での負担が軽くなることも考えられます。

ただし、競技会場最寄り駅及び会場に乗降場を設置する必要がありますので、事前に関係機関との調整が必要です。

## (3) 鉄道輸送・路線バス輸送

選手・監督、役員等を鉄道・路線バス等の公共交通機関により輸送する場合の留意点は、以下のとおりです。

## ① 利用駅及び利用路線の状況把握

ホームが狭い駅を利用する場合等は、選手団ごとに乗車する車両を指定するなど、分散化を図ることが必要な場合があります。

また、競技によっては用具運搬が可能かどうかの検証も必要になります。

## ② 宿舎から駅まで、駅から会場までの確実な誘導

選手・監督、役員等が迷わず駅や会場にたどり着けるよう、安全・確実な誘導が必要です。事前に案内資料を作成・配布するなどの配慮も必要です。

## ③ 路線バスの利用

路線バスを利用する場合、集合・解散時間帯の運行便数や一般利用者の利用状況も考慮した上で、輸送の可否の検証を行い、場合によってはバス会社への増便依頼等が必要となります。

また、鉄道と路線バスを乗り継ぐ場合にはバス停の場所や時刻をあらかじめ案内しておく必要があります。

## ④ 公共交通機関による輸送実施にあたっての競技団体への確認

計画バス輸送や持込車両による輸送を行っている競技についても、競技会場の駐車場の不足、会場近隣の交通渋滞等の交通事情により、鉄道や路線バスによる輸送の方が望ましい場合も考えられます。

その場合、用具の運搬や競技会運営等に特段支障がないことを競技団体に確認した上で、公共交通機関を用いた輸送方法の検討を行ってください。

## (4) タクシー輸送

競技や会場の特性によっては、計画バスよりもタクシー輸送の方が経費負担を抑えられるとともに効率的な場合もあります。先催県では、出場選手により集合・解散時間が異なる個人競技、駐車場が確保できない場合、役員等の早朝集合が必要な場合等にタクシー輸送が行われているケースがあります。

なお、競技会場に既存のタクシー乗降場がない場合、設置が必要です。

## (5) 持込車両による輸送

競技によっては、持込車両（自家用車・レンタカー・バス）による輸送が行われる場合もあります。その場合には、早めに必要駐車台数、車種等を調査し、会場周辺に駐車場を確保することが必要です。

ただし、会場周辺に駐車場の確保が困難、渋滞が発生する等、各会場周辺の交

通事情を踏まえ、同様の輸送方法が困難な場合には、早めに競技団体と相談し、輸送方法を検討してください。

また、持込車両による輸送は避けられないが、会場近隣に駐車場の確保が困難な場合には、持込車両を少し離れた場所に駐車し、そこからシャトルバス（パーク&ライド）による輸送を行う等の対応も可能です。

なお、宿舎によっては駐車場が併設されておらず、近隣にも駐車場もない場合もあるので、事前に宿舎の駐車場事情を周知しておくことも必要です。

#### (6) その他の輸送方法

公共交通機関や車両以外での輸送方法としては、徒歩や自転車が考えられます。

参加者の安全確保や駐車場の確保等が必要となりますが、競技会場の条件が可能な場合には、輸送手段の一つとして検討することもできます。

#### (7) 一般観覧者の輸送

一般観覧者についても、会場最寄り駅、会場周辺駐車場の周知及び競技会場までの誘導・案内等が必要となります。地元の方のみならず、全国から多くの応援者が来場することが予想されますので、誰にでも分かりやすい案内方法を検討してください。

また、競技会場の立地条件等によっては、シャトルバス輸送の検討も必要となります。



【とちぎ国体サッカー競技の例】

いちご一会とちぎ国体  
 夢を感動へ、感動を未来へ、2022  
 サッカー(少年男子)  
 会場:大松山運動公園

無料シャトルバス時刻表(石橋駅西口~大松山運動公園)

【運行日】令和4年10月4日(火)~10月5日(水)

※時刻は目安です。交通状況により前後する場合がございますのでご了承ください。  
 ※雨天観戦者が集まる場合がございます。石橋駅西口~大松山運動公園間、所要時間約10分

石橋駅西口 発		大松山運動公園 発	
時	分	時	分
8		8	
9		9	
10	05 35	10	20 50
11	05 35	11	20 50
12	05 35	12	20 50
13	05 35	13	20 50
14	05 35	14	20 50
15		15	
16		16	
17		17	
18		18	

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画  
(令和4年2月14日 第9回常任委員会決定) 抜粋

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

(5) 実施に向けた取組

県は、各種調査を実施して、必要となる輸送力や輸送体制及び課題を把握し、解決に向けた対応策を講じるなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て、円滑な輸送が実施できるように努める。

1 バスの総量確保・運賃

(1) バス確保の考え方

道路運送法では、バス事業者が事業許可を受ける際には営業区域を定めており(第5条)、旅客の出発地か到着地のいずれかが営業区域内でなければならない(第20条)とされているため、県内を営業区域とするバス事業者のバス利用が原則となります。

しかし、国スポ開催期間中は、各競技会場地の輸送に加え、県が実施する開・閉会式輸送においても相当数のバスを確保する必要があり、県内バス事業者だけでは困難なことが想定され、先催県では、近隣を含めた数県でのバス確保を行っています。

そのため、本県では、県内バス事業者に対して国スポ開催期間中のバス提供可能台数を調査するとともに、会場地市町村が策定する競技会場地輸送計画に基づく必要バス台数についても把握し、県内全域でのバス台数確保の調整を図っていく方式(バス斡旋方式)を検討していきたいと考えています。

(2) 貸切バスの運賃

国土交通省では、運賃・料金の額として「一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲」として上限・下限金額を定めています。

ほとんどのバス事業者が、この上限・下限の範囲内で運賃を設定しており、届け出た運賃・料金を収受することが道路運送法で義務づけられています。

貸切バスの運賃・料金は、この届出運賃の範囲内で、季節や曜日により変動することがあります。

先催県では、県が国体開催期間中におけるバスの借上げ料金を、バス協会及びバス事業者と調整を図りながら協定料金を結びバスの確保を進める事例が多く、本県でも、競技会場地輸送における必要バスの斡旋方式の仕組み作りと合わせて、料金等についても検討していきたいと考えています。

## 2 駐車場・バス乗降場の確保及び利用計画

指定集合地（競技会場地輸送）及び競技会場・練習会場におけるバスの駐車場・乗降場の確保が必要となります。バスの進入・退出等に係る運行上の安全性、道路事情等を考慮して適切な場所に設定してください。

大会参加者や一般観覧者（特に身体障がい者）の駐車場を確保し、駐車場及び乗降場の利用計画を作成することが必要になります。

競技会場付設の駐車場のみでは駐車場が不足する場合には、会場周辺の駐車場や空き地及びグラウンド等を臨時駐車場として利用することになります。また、競技会場近隣に駐車場が確保できない場合には、パーク&ライド等の活用が考えられます。

駐車スペースの確保のほか、大会参加者ごとに駐車エリアを定めることも必要になります。特に、来賓、身体障がい者、救急車、消防関係者、報道関係者等については、動線を踏まえた上で、競技会場近くに確保する必要があります。

駐車場・バス乗降場の確保及び利用計画作成にあたっての留意点は以下のとおりです。

### (1) 既存駐車場の利用に関する注意事項

国スポ開催期間中の占用利用について、一般利用者に早期に広報・周知する必要があります。また、立体駐車場、精算機の設置されている駐車場については、車高制限があり、大型バスだけでなく、選手の持込車両（バンタイプ等）が駐車できない場合がありますので注意が必要です。

### (2) 空き地・グラウンド等の利用に関する注意事項

先催県（会場地市町村）では、整地の必要がない空き地を利用し、草刈り、区画線設置、カラーコーン、バーの設置等の対応で駐車場として利用しているケースがあります。ただし、舗装されていない場合は、雨天時の対策を事前に検討しておく必要があります。

グラウンド等を利用する場合には、保護対策、復旧工事等が必要となる場合があります。また、各種仮設整備が必要となる場合がありますので、事前に十分な現地確認を行う必要があります。

駐車場の出入りは、基本的に既存の出入口を活用することになりますが、車両（特に大型車両）の出入りが可能かどうか現地確認を行ってください。

また、出入口及び敷地内の交通誘導（警備）にも留意してください。

### (3) 駐車許可証の発行

大会関係車両と一般車両を区別し、関係車両のみを駐車場に誘導するため、駐

車許可証を発行し、駐車場出入口で識別します。

特に収容台数が限られている場合には、駐車許可証を発行するとともに、許可車両以外は駐車できない旨の事前周知を徹底する必要があります。

#### (4) 駐車場の場所の案内

競技会場から距離の離れた場所に駐車場を確保する場合には、当該駐車場の場所について事前に大会参加者等に周知するとともに安全な誘導が必要です。

### 3 交通安全対策

#### (1) 車両及び歩行者の誘導・安全確保

駐車場及びその周辺に誘導員を配置し、人・車を誘導して安全確保を図ることも必要です。特に、駐車場で歩行者と車両の動線が複雑になってしまう場合には、歩行者専用通路の確保や適切な誘導が必要になります。

また、競技会場から離れた駐車場の場合も安全な誘導が必要になります。

#### (2) 交通規制

国スポ開催時には、安全かつ確実な輸送を行うために交通規制の実施が必要となることが考えられます。国スポ開催時にやむを得ず交通規制（一般車両通行禁止、駐停車禁止等）を行う場合には、所轄の警察署に相談してください。

※ 交通規制は、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められるときは、政令の定めにより、信号機や道路標識等を設置、管理して、交通整理、歩行者や車両等の通行禁止、その他道路における交通の規制をすることができます。（道路交通法第4条1項）

法令に基づく交通規制の権限は、原則として公安委員会にあります。公安委員会の委任を受けた警察署長は、一定範囲の交通規制を行うことができ、また、個々の警察官は、道路における危険を防止するために緊急の必要があると認めるときは、一時的に交通規制を行うことができます。（同法第5条、第6条）

また、交通規制は、公安委員会と警察署長が実施機関となります。警察署長については、公安委員会の委任により、政令で定める次の交通規制のうち、適用期間が1か月を超えない規制を行うことができます。

- |               |          |           |       |
|---------------|----------|-----------|-------|
| ①通行禁止         | ②歩行者専用道路 | ③歩行者横断禁止  | ④最高速度 |
| ⑤車両横断禁止       | ⑥追い越し禁止  | ⑦徐行       | ⑧一時停止 |
| ⑨駐停車禁止        | ⑩駐車禁止    | ⑪停車または駐車可 |       |
| ⑫停車または駐車方法の指定 |          |           |       |

#### (3) 一般交通量抑制

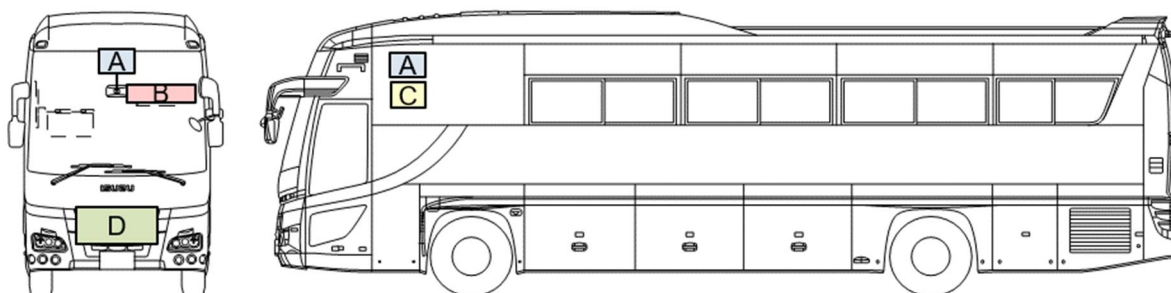
国スポ開催期間中の交通混雑が見込まれる場合、混雑緩和を目的として、一般のマイカー利用自粛等の自主的な取組を通じて、競技会場周辺の交通総量の抑制を図る必要があります。

##### ① 大会関係者（バス事業者・大会役員等）に対して

国スポ開催期間中、関係車両と一般車両との区別を明確にし、指定駐車場や交通規制区域への誘導を円滑に実施できるよう、国スポ関係車両に駐車許可証（ステッカー）等を掲示する方法があります。

駐車許可証等は、誘導員の目に入りやすいように窓ガラスに貼付する事がありますが、その場合は、道路運送法の規定に基づき、運輸局長宛に申請書（自動車の窓ガラスへの貼付物等指定申請書）を添付する必要がありますので、注意してください。

■ バス用掲示物の例（とちぎ国体の例）



A (車両認識ステッカー)	B (乗車団体表示)	C (乗車団体詳細表示)	D (国体関係車両表示)

② 来場者（一般観覧者等）に対して

公共交通機関の周知を徹底するため、案内資料の中に輸送案内のチラシを同封するなど、事前に呼びかけを行います。公共交通機関による来場が困難な場合には、シャトルバスを運行する等も考えられます。マイカー（持込）利用・送迎の自粛、公共交通機関の利用促進とともに、輸送方法や駐車場等の周知が必要です。

③ 競技会場周辺住民等に対して

会場周辺の住民に対しては、説明会等を開催し、マイカー自粛、競技会場方面への乗り入れ自粛の協力依頼や交通規制等の内容を事前に周知し、理解を得る必要があります。

会場周辺の企業に対しては、個別訪問等により、業務用車両の通行自粛や経路の変更等について、協力要請が必要となる場合もあります。

また、住民の生活道路や業務用車両の通行経路を規制せざるを得ない場合には、通行許可証の発行等も検討する必要があります。

(4) 対策の周知

交通広報（HP・広報誌への掲載、チラシ・ポスター配布、看板設置、関係団体への協力要請等）、住民説明会等により事前に周知し、理解を得る必要があります。

① 看板等屋外広告物の掲出

看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、広告物、広告板等、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものを屋外広告物といいます。

屋外広告物の掲出設置については、宮崎県屋外広告物条例で詳細が定められています。このため、掲出の際は、各市町村の屋外広告物担当と調整を図って

ください。

なお、宮崎市は、宮崎市屋外広告物条例が適用となります。

② 道路、公共施設への案内看板の設置（道路占用・道路使用）

ア 道路占用

案内看板の設置等により道路の占用を行う場合、各道路管理者の許可を得る必要があります。

※ 道路に看板等の一定の設備を設けるなど、道路を通行以外の目的で使用する行為を道路の占用といいます。

道路の占用には道路面だけでなく、道路上空や地下に一定の工作物を設置することも含まれます。（道路法第32条：道路の占用）

イ 道路使用

道路への看板の設置にあたっては、道路管理者への占用許可の他に、警察署長への道路使用許可を得ることも必要となります。

道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合には、道路管理者または所轄警察署長のいずれか一方を経由して一括で申請することができます。（道路法第32条第4項・道路交通法第78条第2項）

※ 道路を通行以外の目的で使用することは一般的に禁止されていますが、道路交通法第77条において、道路における工事または作業、工作物の設置、露店等の出店及び祭礼行事等を対象とし、公益上または社会の慣習上道路を使用することがやむを得ないものなど、一定の要件を満たしている場合には、警察署長の許可により、その使用が認められています。

ウ 公共施設への設置

各施設の条例等により許可を得る必要があります。



【とちぎ国体の例】  
周辺住民に当日の通行自粛や交通規制を周知するチラシや看板

## 競技会場地輸送計画策定にあたって

競技会場地輸送計画（以下「輸送計画」という。）は、国スポの各競技会における選手・監督、競技役員、観覧者等を円滑に輸送するために策定するものです。

また、競技会場地輸送については、輸送計画策定から輸送実施まで、会場地市町村の業務となりますので、「輸送計画」は各市町村実行委員会に諮り、合意形成を図ることが望ましいと考えられます。

今後、開催年までの準備業務の増加を勘案すると、開催2年前までには重点的に輸送業務に取り組むことが妥当と考えられますので、この「手引き」も参考に輸送計画策定の準備をお願いします。

### 1 輸送計画策定までの主な準備スケジュール

年	主な準備業務
R 5～R 6 (開催3～4年前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○競技別日程案、競技日程、会場整備計画、仮配宿等、輸送計画検討のための前提条件を検討・設定</li> <li>○先催会場地市町村の輸送実績を参考に、輸送ルート・輸送人数、輸送方法等、輸送計画の概要検討</li> <li>○輸送計画策定方法の検討</li> <li>→市町村独自で策定 or 業務委託により策定</li> <li>→業務委託の場合、予算要求</li> <li>※<b>競技会場地輸送調査（第一次）【県→会場地市町村】</b></li> <li>→回答に際しては、検討内容を反映</li> </ul>
R 7 (開催2年前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆輸送計画 [第一次] の策定</li> <li>→先催会場地や各市町村実行委員会での決定事項を踏まえた輸送計画 [第一次] の策定</li> <li>→必要に応じて各市町村実行委員会での合意形成</li> <li>※<b>競技会場地輸送調査（第二次）【県→会場地市町村】</b></li> <li>→回答に際しては、輸送計画 [第一次] の内容を反映</li> </ul>
R 8 (開催前年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆輸送計画 [第二次] の策定</li> <li>→新たに決定した事項や、より精度の高いデータ等を盛り込み、輸送計画 [第一次] を修正</li> <li>→必要に応じて各市町村実行委員会での合意形成</li> <li>※<b>競技会場地輸送調査（第三次）【県→会場地市町村】</b></li> <li>→回答に際しては、輸送計画 [第二次] の内容を反映</li> </ul>
R 9 (開催年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆輸送計画 [最終] の策定及び計画に基づいた輸送業務の実施</li> <li>→輸送計画 [第二次] の微調整</li> <li>→必要に応じて各市町村実行委員会での合意形成</li> </ul>

## 2 輸送計画に盛り込む内容（例）

（※以下は一例です。各市町村の実態に応じて必要項目の追加や削除を行ってください。）

題目	必要項目	
I 輸送・交通計画実施概要	1	計画策定の目的
	2	競技会場・練習会場及び競技日程
	3	競技会場・練習会場マップ
	4	母数設定（輸送対象者の区分と日別の人数）
II 現地実態調査結果概要	1	調査地点一覧（乗降場、駐車場、指定集合地等）
	2	調査結果
	3	課題の抽出と対応策（最終計画では不要）
III 輸送計画の策定	1	台数算出上の前提条件
	2	競技別輸送対象者及び輸送手段の検討
	3	計画バス・シャトルバス輸送
	4	計画タクシー輸送
	5	必要台数（計画バス・計画タクシー）
	6	競技会場地輸送の課題（最終計画では不要）
IV 駐車場利用計画	1	駐車場利用計画一覧
	2	各競技会場駐車場利用計画図
	3	駐車場利用における課題（最終計画では不要）
V バス等乗降場利用計画	1	競技別宿泊施設及び指定集合地一覧
	2	バス等乗降位置図
	3	バス等乗降場利用における課題（最終計画では不要）
VI 運行管理要員計画	1	運行管理要員配置人数一覧
	2	運行管理要員の業務区分及び主な業務内容
	3	運行管理要員配置図
	4	運行管理要員マニュアル
VII 緊急マニュアル	1	事故発生時の体制・対応
	2	配宿の臨時変更対応
VIII 輸送センター	1	市町村輸送センター設置・運営
	2	運営管理体制確立
IX 交通対策	1	交通規制計画
	2	交通誘導看板
	3	交通混雑緩和対策
X 新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策	1	感染拡大防止ガイドライン（マニュアル）等

## 3 計画策定の進め方

## (1) 基本的事項の把握

輸送計画は、配宿先や各種スケジュールなど、国スポの基本情報を基に策定するため、輸送業務以外の担当者との連携を密にし、常に最新の情報を収集し、輸送計画に反映させる必要があります。

また、先催会場地市町村の状況（輸送実績、競技特性、反省点等）を調査し、把握しておくとともに、自市町村の交通事情（交通渋滞箇所、渋滞時間帯、宿泊先の位置等）も把握しておく必要があります。

## 【把握しておくべき基本的事項（例）】

- 競技関係（競技会場の場所、競技日程等）
- 公式練習関係（練習会場の場所、練習日程等）
- 各種会議等の実施の有無（監督会議、代表者会議、表彰式等）
- 輸送対象者と人数規模（選手、監督、競技役員、実施本部員、観覧者等）
- 配宿先情報
- 選手団来県・離県日、時間帯、選手団の動き等
- 指定下車駅、指定集合地（県と市町村で相談の上、決定する）
- 学校観覧の詳細（学校名、日時、人数、乗降場所等）
- 開・閉会式スケジュール  
（宿泊地⇔指定集合地間の輸送のため）

## (2) 輸送対象者ごとの輸送計画

## ① 選手・監督の輸送

## ア 母数設定

競技毎・日毎に輸送が必要となるチーム数、選手・監督の人数を算出。

## イ 前提条件の設定

計画バス、計画タクシー等の定員を設定。この人数を基に輸送を計画。

## ウ 輸送が必要な区間の設定

A	指定下車駅 ⇒ 宿舎・練習会場 （※交通手段がない場合）	来県日
B	宿舎 ⇒ 練習会場	練習日
C	宿舎 ⇒ 指定集合地（案内・誘導）	開・閉会式（※参加者のみ）
D	指定集合地 ⇒ 競技会場	競技日
E	宿舎 ⇒ 指定下車駅 （※交通手段がない場合）	離県日
F	その他	各種会議等

## エ 現地調査の実施

乗降場、駐車場、宿舎、バス等待機場、指定集合地、指定下車駅などの利用予定箇所を調査し、利用に問題がないかを確認。

また、輸送経路等の実走調査も有効。調査地点によっては、雨天時の状況（利用可否等）の確認も必要。

## オ 輸送手段の選択

競技特性を考慮し、最適な輸送手段を選択。

- |                |         |       |       |     |
|----------------|---------|-------|-------|-----|
| ・計画バス          | ・計画タクシー | ・持込バス | ・自家用車 | ・徒歩 |
| ・シャトルバス（P&R含む） | ・鉄道     | ・路線バス |       |     |

カ 輸送経路の設定（経由地含む）

交通渋滞や輸送時間等を考慮し、最適な輸送経路を設定。

キ 運行計画表の作成

計画バス・タクシー、シャトルバス等について、無理のない運行計画表・運行指示書を作成。

② その他の輸送

選手・監督と同様に、競技役員、式典出演者や一般観覧者等の全ての輸送対象者の輸送を計画。

③ 必要車両台数の算出（計画バス、計画タクシー等）

輸送対象者ごとに作成した計画を一つにまとめ、一緒に輸送できる部分や經由すれば対応できる部分等を見直し、バス等必要台数の削減に努める。

**【台数削減のポイント】**

- 個人競技など人数の少ない場合は、バスよりタクシーによる輸送が有効な場合があります。（タクシーを多用する場合、駐車場、乗降場、待機場の確保も必要）
- 一般観覧者の輸送は、原則として一度に大量輸送可能な乗合バス（路線バス）の利用を検討してください。
- 市町村保有バスや宿舎保有バスの利用も検討してください。ただし、市町村保有バスの利用に際しては、道路運送法等に沿った利用であるか、事故が起きた際に誠意のある対応ができるか等を併せて検討してください。また、宿舎保有バスは、宿舎利用者以外は輸送できない等の制限がありますので、宿舎と相談の上、無理のない輸送を検討してください。
- 会場が近い場合は、バスの共用を検討してください。
- 同じ会場に行く場合は、複数の選手団の乗り合わせも検討してください。
- 副次利用（1台のバスを朝は計画バス、日中はシャトルバス、午後は計画バスとして利用）の可能性も検討してください。（ただし、屋外競技では雨天により急遽バスが必要になることがあるため、検討の際は注意が必要）

(3) その他の項目の検討

輸送に伴い必要となる各種計画（駐車場利用計画、バス等乗降場利用計画、交通規制計画、運行管理要員配置計画等）の策定や、その他必要事項（緊急マニュアル、タクシーチケット等）を検討します。

(4) 計画策定にあたっての注意点

- まずは、同じ競技を開催した（開催予定の）複数の先催会場地市町村から、できる限り多くの情報を収集し、競技の特性や競技会輸送の特性等を分析・把握することが重要です。
- 「輸送計画を策定すること」自体が目的ではなく、「いつ、誰を、どこに、どういった手段で輸送すべきか」について詳細にシミュレーションし、実際の輸送に備えることが目的です。また、シミュレーションした結果をまとめたもの

が「計画」となります。輸送計画の策定は、非常に手間のかかる業務ですが、事前にどれだけ精度の高い輸送計画を策定できるかが、国スポ成功のカギを握ります。

- 計画策定にあたっては、できる限り最新の情報を基に策定してください。
  - 計画策定時点で未決定の事項については、先催会場地市町村等の実績を基に想定し、できる限り詳細にシミュレーションしてください。
  - 先催会場地市町村からの情報を参考に、競技特性（負け帰り、持込車両使用比率等）を考慮して計画を策定してください。
  - 交通事情（駐車場や交通渋滞など）は、市町村によって特徴が異なりますので、先催会場地市町村の情報を参考にしつつ、自市町村にあてはめた場合、どのようなものかを検討することが必要です。
  - 事故等によるバス等の遅れに備え、代替輸送手段を検討しておいてください。
  - 駐車場確保の交渉や交通規制に対する地域住民との協議などは時間を要する場合がありますので、早期から取り組む方が望ましいです。
  - 貸切バスの運行においては、運転手の連続運転は4時間を限度とし、運転開始後4時間以内（又は4時間経過直後）に運転を中断して30分以上の休憩を確保しなければならないなど、運行所要時間以外にも守らなければならないルールがあります。早朝から夜間にわたって競技が実施される場合など、競技会の運営状況によっては、別のバスを利用（複数台準備）したり、交代の運転手を配置したりする必要があります。
- 国土交通省が発行している「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」等を参考にしながら、計画の策定を進めてください。
- ※国土交通省HP⇒[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000069.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000069.html)
- 宿泊・警備等の各種計画との連動を意識して策定してください。

令和3年(2021年)2月15日 第7回常任委員会決定
--------------------------------

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

### 1 参加者の輸送

#### (1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

#### (2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

#### (3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

#### (4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

### 2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

### 3 車両等及び駐車場の確保

- (1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。
- (3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

### 4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

### 5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

令和4年(2022年)2月14日  
第9回常任委員会決定

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

### 1 輸送・交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

##### ア 大会参加者

- ① 選手・監督（障スポにおいては選手。以下同じ。）
- ② 都道府県選手団本部役員（障スポにおいては役員。以下同じ。）
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

##### イ 一般観覧者

#### (2) 実施期間

##### [国スポ]

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

##### [障スポ]

原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

#### (3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

## 2 全国輸送

### (1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する大会参加者の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

### (2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舎の間とする。

[障スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手及び役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

### (3) 集合・解散の方法

大会参加者の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

### (4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[障スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺のバス乗降状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

### (5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[障スポ]

指定乗降地と宿舎間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

### (6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[障スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

## 3 開・閉会式輸送

### (1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

## (2) 開・閉会式輸送の範囲

## [国スポ]

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

## [障スポ]

選手、役員等の宿舎又は指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

## (3) 指定集合地の設定

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

## (4) 指定集合地と宿舎間の誘導

## [国スポ]

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

## (5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

## (6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

## (7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

## (8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

## 4 競技会場地輸送

## (1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

## [国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

## (2) 競技会場地輸送計画の策定

## [国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手・監督、都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[障スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

## 5 円滑な輸送の実施

### (1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

### (2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

### (3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

### (4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

### (5) 実施に向けた取組

県は、各種調査を実施して、必要となる輸送力や輸送体制及び課題を把握し、解決に向けた対応策を講じるなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て、円滑な輸送が実施できるように努める。

## 6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

## 7 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

## 第 8 1 回国民スポーツ大会会場地市町村輸送・交通業務指針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会における会場地市町村の輸送・交通業務推進のための指針（本指針）を示し、その円滑な準備、運営の促進を図る。

### 1 輸送・交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

##### ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

##### イ 一般観覧者

#### (2) 実施期間

原則として開会式 3 日前から閉会式終了 1 日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

#### (3) 業務の範囲

ア 競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、宿舎、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね 2 km 未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

## 2 全国輸送との連携

### (1) 指定下車駅からの輸送

全国から来県する大会参加者の指定下車駅と宿舎間の輸送については、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

### (2) 輸送案内

会場地市町村は、指定下車駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等へ輸送案内を行う。

## 3 開・閉会式輸送との連携

会場地市町村は、開・閉会式に参加する選手・監督、都道府県本部役員等について、開・閉会式輸送の起点・終点として県と会場地市町村が協議して設定した指定集合地と宿舎間の誘導を行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

## 4 競技会場地輸送

### (1) 競技会場地輸送計画の策定

会場地市町村は、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会場地における宿舎、競技会場、練習会場間の輸送について、競技会場地輸送計画を策定する。

### (2) 指定集合地の設定

会場地市町村は、選手・監督、都道府県本部役員等の競技会場地における計画輸送を円滑に行うため、必要に応じて関係機関、関係団体等の協力を得て、指定集合地を設定する。

### (3) 計画輸送経路の設定

会場地市町村は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

### (4) 広域配宿における輸送

会場地市町村以外に配宿される選手・監督及び都道府県選手団本部役員等の輸送は、当該競技を開催する会場地市町村が実施する。

### (5) 同一競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地市町村が協議の上、実施する。

### (6) 競技会関係者、一般観覧者の輸送

会場地市町村は、競技会関係者、一般観覧者の安全・円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

## 5 円滑な輸送の実施

### (1) 車両の確保

会場地市町村は、緊急時に備えた予備車も含め、計画輸送のためにバス及びタクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合には、必要に応じて県と連携して、その確保に努める。

## (2) 公共交通機関の利用促進

会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発が必要と認められる場合には、必要に応じて県と連携して、必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

## (3) 駐車場の確保

会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て、競技会場及び練習会場の周辺に十分な駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

なお、駐車場の場所について、事前の十分な周知を行うとともに、誘導員、誘導看板による案内を行う等、必要な措置を講じる。

## (4) 交通安全対策

会場地市町村は、競技会場及び練習会場等の周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における歩行者及び車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

## 道路運送法（昭和26年法律第183号）

## （許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別
  - 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあっては、路線定期運行（路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の様態の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、第二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

## （禁止行為）

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

## （有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

## 道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
  - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
  - 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
  - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
  - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
  - 二 道路の占用の期間
  - 三 道路の占用の場所
  - 四 工作物、物件又は施設の構造
  - 五 工事实施の方法
  - 六 工事の期間
  - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められ軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

## 道路交通法（昭和35年法律第105号）

（公安委員会の交通規制）

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作による道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

3～5（略）

（警察署長等への委任）

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

2 公安委員会は、信号機の設置又は管理に係る事務を政令で定める者に委任することができる。（警察官等の交通規制）

第六条 警察官又は第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）により交通整理を行うことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要と認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

2 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するために必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

3 警察官は、前項の規定による措置のみによっては、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

- 4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。
- 5 第一項の手信号等の意味は、政令で定める。  
(罰則 第二項については第二百二十条第一項第一号 第四項については第一百九条第一項第一号、第二百一十一条第一項第一号及び第二号)

(道路の使用の許可)

- 第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。
- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
  - 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
  - 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
  - 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものを行おうとする者
- 2 前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号にいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
    - 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
    - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。
    - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
  - 3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
  - 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
  - 5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が第二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る

ため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

- 6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りではない。
- 7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。  
(罰則 第一項については第百十九条第二項第七、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第五号、第百二十三条)

#### (許可の手続)

- 第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。
- 2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行うことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。
  - 3 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
  - 4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
  - 5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。
  - 6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続きについて必要な事項は、内閣府令で定める。  
(罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号)

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会事務局  
(宮崎県総合政策部国スポ・障スポ準備課内)

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL: 0985-26-7936 FAX: 0985-24-1723

E-mail: kokuspo-shospo@pref.miyazaki.lg.jp